

---

## 6. 関係者の意見等

### 6.1 関係地方公共団体からなる検討の場

#### (1) 実施状況

足羽川ダム検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を平成 22 年 12 月 2 日に設置し、平成 24 年 3 月 19 日までに検討の場を 1 回、幹事会を 5 回開催した。

検討の場の構成を表 6-1 に、検討の場の実施経緯を表 6-2 に示す。

#### (2) 検討主体が示した内容に対する構成員の見解

平成 24 年 1 月 11 日に開催した第 1 回検討の場及び第 4 回幹事会において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔福井県〕西川知事

- ・ダムの事業費については、平成 18 年に 960 億円と算定をされ、基本協定に至っている。そして、こうした点検をする前からコストをかけないとか、事業実施を迅速にするとか、地元の協議システムをつくって進めてきているわけであり、事業費が増額する要素は考えられず、さらなるコスト縮減に最善の努力をする必要があるとご説明もいただいている。
- ・今回の総事業費の点検の結果、22 億円の増額になるというような理解をしたが、基本協定締結後、現在に至るまで 5 年間で、現地で工事が進んでいるわけでもなく、むしろ効果が遅れているわけであり、このような多額の増額が生じることがあれば、十分な理解を得られないと思う。前回の幹事会でダムの軸の変更とか資材の有効利用によってコスト縮減の可能性があるという説明もあったが、是非とも事業費が増額にならないことを明らかにしていただきたいと考える。
- ・なお、県が提案し設置した国、県、池田町からなる足羽川ダム建設事業推進協議会がダム検証の開始により開かれてないところであり、コスト縮減や工期の短縮及び水源地域対策などを検討する場として、しっかり国として運営、実施をしていただきたいと思っている。
- ・足羽川ダムについては、40 年を超える長い歴史の中で、ダム事業審議委員会あるいは流域委員会等で慎重な検討を経て、平成 16 年の福井豪雨における甚大な被害も経験しながら平成 18 年 10 月に国、県、そして地元の池田町が協力して事業を進めるための基本協定を既に締結している。
- ・平成 21 年の政権交代後、国の政策転換により足羽川ダムは用地買収段階に入る直前に検証を実施することになり、これによってもう 2 年以上も遅れているという問題があり、また、水没地域の住民の方々は、将来の生活設計も立てられないまま、高齢化も進む中で、厳しい生活を強いられているというのが現状であり、このことをよくご理解を願う必要がある

---

と思う。

- ・足羽川ダムの検証に当たっては、これまでの経緯や水没地域住民の心情を十分踏まえて行う必要があり、（ダム建設を含む案という）決定をするという結論に、もしなれば、スピード感を持って検証を進めて早期に結論を出さないと、数年間の時間が無駄になっているわけであり、コストを縮減すると言いながら、その間のコストも生じており、効果も発現できないし、また何年間の安全も脅かされておるということであるので、そこは取り戻しが必要ではないかと思っている。もちろん、この検証が非常に意味のあることで、我々が考えたことをさらに保証するというのであればいいのだが、十分な結果、方針がわかっているようなことを改めて検討するようなことではいけないわけであり、中身を十分に示して、はっきりこうだということ責任を持った考えをお示し願うことが重要だと思う。
- ・昨年も新潟・福島豪雨あるいは紀伊半島などで大きな水害が頻発していることなどからも、豪雨対策は重要な課題であり、国は足羽川の治水対策を早く進めていただくようお願いしたい。
- ・今回の治水対策案の総合的な評価の結果、ダム以外の案では大きなコストを要し、実現までには期間もかかるということで、ダム案が最も有利であるということであれば、その考えはいいと思う。
- ・平成 16 年 7 月の福井豪雨では、県都福井市の中心部を流れる足羽川の堤防が決壊し、1 万 1,000 世帯を越す被害が発生している。その後、平成 19 年には九頭竜川水系の河川整備計画が策定され、足羽川治水対策として河川改修を県が、足羽川ダムを国が実施するという役割が決まり、県の激特事業では約 170 億円をかけて平成 21 年に完成しており、治水対策は足羽川ダムの建設を残すのみとなっている。
- ・ダム以外の 6 つの対策案については、激特事業で架け替えたばかりの幸橋などのかさ上げをすることになるというような案であり、コスト面だけでなく路面が上がるとか、鉄道あるいは沿道の土地利用に大きな影響を与えると思っている。また、九十九橋や新明里橋などの架け替えになると、完成後 30 年程であり、公共事業のあり方として、既存のストックの活用あるいは都市構造にも影響する。それを考えると、ダム案よりコストをかけてまで行うべきタイプの事業ではないと思う。
- ・いずれにしても、足羽川の河川敷の掘削を含む再改修が必要であり、県民による足羽川の利活用や県都福井市のまちづくりに大きな影響が生じるし、また、遊水地や輪中堤などの案については、新たに地元の合意形成を図らなければならないなど、早期の実現に疑問があり、現行のダム案で行うべきだと考える。
- ・ここ数年の動きを地元から見ると、そもそも（こうした）議論が地域の安全にとって、ど

---

ううまく生かされ、事業の役に立つような形でスピードを持って進められているかということについては様々な問題点があるので、ぜひこのダムとして決定をいただくことになれば、方針をはっきりして、ぐらぐらすることなく、そしてスピード感を持ってやっていただくということが県民の期待だと思うし、その点をよく念頭に置いていただいておりますというところが、この事業の推進につながると思う。

- ・ダム等いろいろな案が出たが、これは完成するまでに時間がかかる。そして、大雨が降るたびに首長はすごくストレスがかかるもの。事業を迅速に進めていただくと同時に、今の事業の中で中州の土砂の排除などを行うだけでも安心にもつながると思うので、大きな事業があるからその間、何もしないということではなく、日々のメンテナンスなどをきちっとやるのが大きな事業のまた信頼にもつながると思うので、その点もよろしくお願ひしたい。

〔福井市〕 東村市長

- ・いろいろと細かい調査をしていただいたということについて感謝を申し上げたい。パブリックコメントでの 18 件のご意見は、多いというわけではないと思うのだが、その中で放水路、堤防強化、遊水地といった代替的な話も出ているが、18 件のうちの 15 件についてはダムを推進すべきだというご意見である。
- ・そもそも福井市というところは、九頭竜川、日野川、足羽川に囲まれた中で平野を形成している。九頭竜川については昭和 23 年 7 月に左岸が決壊し、その上で、上流にダムを建設してきたという経緯があるし、日野川についても昭和 34 年 8 月に左岸で決壊があり、上流にダムを建設した。しかし、足羽川についてはダムがないということもあって、従来からずっと不安視をしてきた。美山での建設が白紙に戻るといような経緯もあって、結果的には平成 16 年に福井豪雨で被害を受けてしまった。
- ・こういう経緯があるから、18 分の 15 名の方がダムを推進するという話もあるが、地域的にもそのような歴史的経緯をたどってきているということもあり、ダムに対する認識というのは非常に強くなっているところがあると思う。
- ・昨今のゲリラ豪雨というような雨の降り方、ここしばらくの状況とはまた変わった厳しい降り方をしているということを考えると、長い間、検討をするということは、人的災害ということにつながりかねない。そのためにも、早い対応が必要だろうと思っている。特に、昨年（平成 23 年）の新潟あるいは福島のは、平成 16 年のときの気圧配置と似ていたこともあり非常に心配した。早く対応策を打っていく必要があると認識をしている。
- ・治水対策案を 7 案、いろいろと検討していただいたわけだが、分解をしていくと、河道掘削、堤防のかさ上げ、引堤、遊水地、既設ダムの操作ルールの見直し、輪中堤、住宅のか

---

さ上げ、多くはこの7つの組み合わせになっているのだろうと思う。

- ・河道の掘削については、さらなる掘り込みをすると塩水遡上の問題が出ることに、広げるという意味で高水敷の掘削等を行って流下能力を高めると、中流以降の水位が低下して、夏場の渇水期等に悪臭が出るということも言われる。また、現にこの高水敷は、(冬期の)排雪場所など通常は考えられない使い方をしている。使えなくなると、新たな対応策を考えていかなければならないという大きな課題を生む。他にも祭りや花火で河川敷を使わせていただいているので、新たな河道掘削を行うということは、問題をはらんでくる部分があると認識している。
- ・堤防のかさ上げでは、堤防を高くするという事は橋を当然高くすることとなり、市道や県道の橋桁(の処理)や費用負担をどうするのかという問題が出るし、かさ上げにより堤防の厚みも増すことになると、堤防脇の市道が全部潰されるということにつながり、個々の用地あるいは建物補償というものも非常に大きなパワーが必要になってくる。また、観光の一環として浜町界隈の改修等に多大なる投資をしてきたことがすべて無に帰するというようなことにもつながりかねないという意味での、堤防のかさ上げには問題があると認識をしている。
- ・引堤についても、今回の案では、基本的には日野川の五大引堤をやったところをさらに引堤をするという形になっており、手戻り感が非常に残るということで、住民に理解を得るのはなかなか難しいところがあるのではないかと考えている。
- ・遊水地では、酒生地区のあたりに遊水地をつくるという案が示されているが、国道158号が水没をすることにもなり、新たな道路の付け替えが必要になる。また、この地域に遊水地をつくることは、これよりも上流部分の治水対策は、河道掘削のみで対応がとれるのかどうか心配を持つところ。酒生地区で地元の了解を得て、あれだけの面積を田んぼといえども確保するのは、大部分の了解をなかなか得られないのではないかと考えている。
- ・既存ダムの上流側の操作ルールの見直しについては、放水路等も関係はよく似ている部分もあると思うのだが、現に九頭竜川と足羽川が台風などの時に、堤防ぎりぎりまで水がいっぱいになっている姿を福井の人は見ており、片一方のところの水を片一方へ持っていくということが、なかなか理解を得られにくいのではないかなと思う。
- ・パブコメの中には堤防強化というような話も出ていた。堤防強化ということは、結局越水は仕方がないというような考え方につながっており、越水して低いところに貯まった水をどういうふうに排水するのかというような、下水との関係における新たな課題を引き起こすというようなこともあるので、そのようなことも踏まえた対応を考えていただく必要があると思っています。

---

・輪中堤は、平成 16 年の福井豪雨で浸水被害を受けて住宅再建したところに、また輪中堤をつくり、あるいは住宅の土地を高くするというものであり、ここも理解を得るのはなかなか難しいだろう。一乗谷の朝倉氏遺跡の入り口は、特定景観計画区域としても活用しようとしているところでもあり、地元としても理解をしていくのは非常に難しいことになるであろうと思う。

・感覚論だけではないが、福井で生活をしていく上でこれまでに感じてきていることなどを踏まえながら、この間、ダム建設ということでいろいろとお願いをしてきて、池田町の皆さんも非常に苦渋の判断をしていただいて、今そういう流れをつくってきたところである。是非とも早くダムの形で整理をしていただき、事業が早く進むようお願いをしたいと思っている。

〔坂井市〕坂本市長

・池田町は苦渋の決断で、足羽川ダムの建設についていろいろ積極的に取り組んでいるし、池田町長も大変なご苦労をされてきた。こういう話が出てから、もう 40 年近くたっており、余りにも期間が長過ぎるという感じ。

・評価を聞くと、今後 13 年ぐらいの予定で計画されていると言うが、40 年過ぎてまた今後 13 年というのは、余りにも期間が長過ぎるのではないかと思っている。坂井市の住民も九頭竜川を抱えているということもあり、すごく心配している。1 日も早く足羽川ダムの建設に取り組んでいただきたいと思っている。

〔池田町〕杉本町長

・今回のこの総合的な評価の結果、現計画、ダムの計画が妥当だと結果が出たことについては、ダムを引き受けた自治体としては、現計画に瑕疵がなかったと受けとめさせていただいて、表現としては不適切、妥当ではないかもしれないが、ある意味ほっとしたというふうに思っている。

・この現計画については、ダム審議委員会や流域委員会において、基準的、基本的な時間を超えて審議、議論をされたものが現計画であって、平成 16 年の福井豪雨がある意味、大きな引き金となり、池田町にとってはあの福井豪雨を繰り返さないためには足羽川にダムが必要なんだということが最良の策となるならば、苦渋ではあるけれども、お引き受けをいたしましょうという決定をしたわけであって、この現計画に瑕疵はなかったという検証結果が出たことについては、安堵をしているということである。

・こういう状況、こういう経緯を踏まえてきて、現状、池田の住民、関係する住民は生活再建に入ろうとして、いわゆる（自分で）お金の借り入れをして生活再建に移られた方も何人もおられる一方、平成 18 年の基本協定以降、対象となる住民は、数多くの世帯主がお亡くなりになっているという現状である。ダムが進むものというような形で生活再建に入ろうとしたところで、政権交代とはいえども何らかの現状・現況というのすら調査しないで、

---

あるいは私に対してどういう状況に住民はいるのかというようなことの事情聴取もなしに、一方的に見直すという線を引いて、またこの2年余りもかけて人と労力と時間を費やしてまでこういうことをやったこの対応については、地元自治体の長としては大変憤りを持っている。

- ・公共事業、特にこういう大きいプロジェクトはどういうふうに進んでいるのか、どういう経緯でどういうふうに進められているのかという現状認識、現状調査をして、どれを見直すべきなのかということが、私は政策であり国の示すべき対応だと思っており、今回このような（検証という形で）時間を要していることに、憤りを持っているということもお伝えをしたい。
- ・このダムの実業については、洪水をとめる、豪雨災害をとめるということになっているが、同じ流域、同じ県民の中に、安全と安心という益を得る方がいる一方、逆にこのダムの建設に伴って生活を再建しなければならないという苦悩を強いられる住民、県民がいるということがある。そういった中でコスト重視を声高に言われているが、その意味を私は十分理解をしているつもりであり、幾らその安全安心を確保するためでも、青天井で予算や費用を使っていけばいいというものではないけれど、同じ流域、同じ県民の中に益を、安心を確保するのと、生活を再建しなければならない苦渋を得るのと、2つの相反する立場の者ができるということであるので、このコスト重視と言われることになると、地元あるいは私、池田町側にとっては、住民の生活再建もコストが安いように、生活再建もコストでしか物を見ませんと言っているようにしか聞こえない。そういう言い回しというのは、生活再建あるいは地域整備等に対して上からふたをするような意見に聞こえ、この言葉を聞いたときに、私としては愉快的気持ちにはならないということをお伝えしておきたい。
- ・今回このような時間をかけていただいて、多方面に渡って協議もいただいて、現計画が妥当ではないかという報告が出た。ダムの見直しの象徴となっている八ツ場ダムの状況を見ても、これからがまた国土交通省内部でどうなるのか、あるいは有識者会議でどうなるのかもしれないし、与党がどのような声を出すのか知らないが、この決定が差し戻されたりしないように、是非とも本省にお伝えいただきたいと思う。せっかくここまでの時間を費やしたのだから、きちんとした対応をとっていただいて、今後の諸対応に迅速に入っただけのような対応をお願いしたい。

表 6-1 検討の場の構成

区分	検討の場	幹事会
構成員	福井県知事 福井市長 坂井市長 池田町長 近畿地方整備局長	福井県 土木部長 福井市 建設部長 坂井市 建設部長 池田町 産業振興課長 近畿地方整備局河川部長
検討主体	近畿地方整備局	近畿地方整備局

表 6-2 検討の場実施経緯

(平成 24 年 3 月 19 日現在)

月 日	実施内容	
平成 22 年 9 月 28 日	ダム事業の検証に係る検討指示	・国土交通大臣から近畿地方整備局長に指示
12 月 2 日	検討の場を設置	・検証要領細目に基づき設置
12 月 10 日	第 1 回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■規約について</li> <li>■検証に係る検討手順</li> <li>■経緯及び概要                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・流域及び河川の概要</li> <li>・足羽川ダム建設事業の経緯及び概要</li> </ul> </li> </ul>
平成 23 年 8 月 25 日	第 2 回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■足羽川ダム建設事業の点検                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・堆砂計画</li> </ul> </li> <li>■治水対策案の検討                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の治水対策案の立案</li> </ul> </li> </ul>
10 月 31 日	第 3 回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■足羽川ダム検証に係る検討手順</li> <li>■足羽川ダム建設事業の点検                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・総事業費、工期</li> </ul> </li> <li>■治水対策案の検討                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・概略評価による治水対策案の抽出</li> </ul> </li> <li>■意見募集について                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「これまでに提示した複数の治水対策案以外の具体的対策案の提案」及び「複数の治水対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見」を対象</li> </ul> </li> </ul>
平成 24 年 1 月 11 日	第 1 回検討の場 第 4 回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■足羽川ダム建設事業の検証に係る検討の経緯</li> <li>■足羽川ダム建設事業の点検                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の前提となっているデータ等</li> </ul> </li> <li>■治水対策案の検討                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・治水対策案に関するパブリックコメントに対する検討主体の考え方</li> <li>・評価軸ごとの評価</li> <li>・足羽川ダム建設事業の総合的な評価</li> </ul> </li> <li>■意見聴取等の進め方</li> </ul>
3 月 19 日	第 5 回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■学識経験を有する者、関係住民への意見聴取等の結果について</li> <li>■「本報告書（原案）案」</li> </ul>

検討の場の規約を P. 6-8～P. 6-11 に示す。

## 足羽川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 規約

(名称)

第1条 本会は、「足羽川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（以下「検討の場」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討の場は、第5条に規定する検討主体による足羽川ダム建設事業の検証に係る検討を進めるにあたり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「実施要領細目」という。）に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ検討内容の認識を深め、検討主体の提案する議題について見解を述べることを目的とする。

(検討の場)

第3条 検討の場は、別紙－1で構成される。

- 2 必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。
- 3 検討主体は、検討の場を招集し第4条で規定する幹事会における議論を踏まえ実施要領細目に基づき議題の提案を行うとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
- 4 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。
- 5 検討の場の構成員は、検討の場の開催を検討主体に要請することができる。
- 6 検討の場の構成員は、必要があると認めるときは検討主体以外の河川管理者の説明を求めることができる。

(幹事会)

第4条 検討の場における会議の円滑な運営を図るため幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、別紙－2で構成される。
- 3 必要に応じ、幹事会の構成は変更することができる。
- 4 検討主体は、幹事会を招集し実施要領細目に基づき議題の提案を行うとともに、検討内容の説明を行う。
- 5 幹事会の構成員は、幹事会の開催を検討主体に要請することができる。

(検討主体)

第5条 検討主体とは、国土交通省近畿地方整備局をいう。検討主体は、実施要領細目に基づき、足羽川ダム建設事業の検証に係る検討を行うものであり、検討の場の設置・運営、検討資料の作成、情報公開、主要な段階での意見募集等を行い、対応方針（案）を作成する。

(情報公開)

第6条 検討の場及び幹事会は、原則として公開する。その公開方針は別紙-3「公開方針」によるものとする。

(事務局)

第7条 検討の場の事務局は、国土交通省近畿地方整備局に置く。

2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第8条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

(附則)

この規約は、平成22年12月2日から施行する。

「足羽川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成

**【構成員】**

福井県知事

福井市長

坂井市長

池田町長

国土交通省近畿地方整備局長

**【検討主体】**

国土交通省近畿地方整備局

(注) 構成員については、代理出席を認めるものとする。

「足羽川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（幹事会）」の構成

**【構成員】**

福井県 土木部長

福井市 建設部長

坂井市 建設部長

池田町 産業振興課長

国土交通省近畿地方整備局河川部長

**【検討主体】**

国土交通省近畿地方整備局

(注) 構成員については、代理出席を認めるものとする。

## 足羽川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場及び幹事会 公開方針

検討の場および幹事会の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、検討の場で定める。

### (1) 傍聴対象者

- ・傍聴対象者は制限をしないことを原則とし、可能な限り希望者全員が傍聴できるようにするが、会場に入りきれない場合は先着順とする。

### (2) 会議開催の案内

- ・会議開催の案内は、報道機関に対して情報提供を行うほか、近畿地方整備局、福井河川国道事務所および足羽川ダム工事事務所のホームページに掲載することにより行う。

### (3) 会議資料等の公開

- ・会議資料については公開を原則とする。
- ・会議資料および議事録は、近畿地方整備局、福井河川国道事務所および足羽川ダム工事事務所において供覧・貸出を行うほか、近畿地方整備局、福井河川国道事務所および足羽川ダム工事事務所のホームページに掲載する。
- ・会議資料は、様々な電子ツールを利用して、可能な限りペーパーレス化に努める。
- ・会議資料において、希少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、検討の場又は幹事会の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。
- ・議事録については、発言者の役職名が入った議事録を作成する。
- ・議事録の内容については、検討の場および幹事会開催後、構成員全員が確認を行い確認完了後に公表を行う。

### (4) 記者会見

- ・検討の場および幹事会終了後の記者会見は行わない。

### (5) その他

- ・一般傍聴者の会議中における発言は、これを認めない。
- ・カメラ取り等は冒頭部分のみ可能とする。

---

## 6.2 パブリックコメント

足羽川ダム検証においては、関係地方公共団体からなる第3回幹事会を実施した段階でパブリックコメントを行い、広く意見の募集を行った。

パブリックコメントは以下の要領で実施した。

### (1) 意見募集対象

第1回幹事会の検証要領細目に示された26方策の概要説明後、第2回及び第3回幹事会では、九頭竜川流域の特性に配慮して複数の治水対策案（足羽川ダムを含まない案）を立案し、概略評価により治水対策案を抽出した。

これに関して、以下の1)～3)について意見を募集した。

- 1) これまでに提示した複数の治水対策案以外の具体的対策案の提案
- 2) 複数の治水対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見
- 3) その他の意見

### (2) 募集期間

平成23年11月1日（火）～平成23年11月30日（水）（11月30日17:00必着）

### (3) 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メールのいずれかによる。

### (4) 資料の閲覧方法

#### 1) インターネットによる閲覧または資料入手

国土交通省近畿地方整備局ホームページに掲載。

#### 2) 閲覧場所での資料の閲覧及び様式の入手

資料の閲覧場所及び時間は表6-3に示すとおりである。

表 6-3 資料閲覧場所

地 域	機 関	閲 覧 場 所	住 所	備 考
福井市内	国土交通省	近畿地方整備局 福井河川国道事務所 閲覧コーナー	福井県福井市花堂南2丁目14-7	閲覧時間は8時30分～17時00分
	国土交通省	近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所 閲覧コーナー	福井県福井市成和1丁目2111番地 ポラリスビル	閲覧時間は8時30分～17時00分
	福井県	土木部 河川課	福井県福井市大手3丁目17番1号	閲覧時間は8時30分～17時00分
	福井県	福井土木事務所 地域整備第1課	福井県福井市城東4丁目28-1	閲覧時間は8時30分～17時00分
	福井市	建設部 河川課	福井県福井市大手3丁目10番1号	閲覧時間は8時30分～17時00分
	福井市	美山総合支所 産業建設課	福井県福井市美山町7番1号	閲覧時間は8時30分～17時00分
	福井市	清水総合支所 産業建設課	福井県福井市小羽町27-1	閲覧時間は8時30分～17時00分
	福井市	越前総合支所 産業建設課	福井県福井市蒲生町1-88	閲覧時間は8時30分～17時00分
坂井市内	福井県	三国土木事務所 地域整備課	福井県坂井市三国町錦4丁目2-68	閲覧時間は8時30分～17時00分
	坂井市	坂井市役所 建設課	福井県坂井市坂井町下新庄第1号1番地	閲覧時間は8時30分～17時00分
	坂井市	三国総合支所 地域振興課	福井県坂井市三国町中央1丁目5-1	閲覧時間は8時30分～17時00分
	坂井市	丸岡総合支所 地域振興課	福井県坂井市丸岡町西里丸岡12-21-1	閲覧時間は8時30分～17時00分
	坂井市	春江総合支所 地域振興課	福井県坂井市春江町随応寺17-10	閲覧時間は8時30分～17時00分
池田町内	池田町	池田町役場 閲覧コーナー	福井県今立郡池田町稲荷第35号4番地	閲覧時間は8時30分～17時00分
	池田町	池田町役場 下池田支所	福井県今立郡池田町千代谷第15号6番地の3	閲覧時間は8時30分～17時00分
	池田町	能楽の里文化交流会館 町立図書館	福井県今立郡池田町藪田5-1	閲覧時間は10時00分～17時00分 日曜日の閲覧時間は10時00分～16時00分
上記以外	国土交通省	近畿地方整備局 総務部総務課 情報公開室	大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館	閲覧時間は9時30分～17時00分
	国土交通省	近畿地方整備局 九頭竜川ダム統合管理事務所 閲覧コーナー	福井県大野市中野29-28	閲覧時間は8時30分～17時00分
	福井県	奥越土木事務所 地域整備課	福井県大野市友江11-14	閲覧時間は8時30分～17時00分
	福井県	奥越土木事務所 勝山維持管理課	福井県勝山市滝波町1丁目569番地	閲覧時間は8時30分～17時00分
	福井県	丹南土木事務所 地域整備課	福井県越前市上太田町42-1-1	閲覧時間は8時30分～17時00分
	福井県	丹南土木事務所 鯖江丹生土木部 地域整備課	福井県丹生郡越前町気比庄3-17	閲覧時間は8時30分～17時00分

※ 閲覧期間の土曜日、日曜日及び祝日を除いて閲覧できます。なお、池田町能楽の里文化交流会館町立図書館は、月曜日、火曜日、第三日曜日及び祝日を除きます。

(5) 意見提出者

流域内外の18人からご意見を頂いた。意見提出者の地域別、年代別、性別の割合を以下に示す。

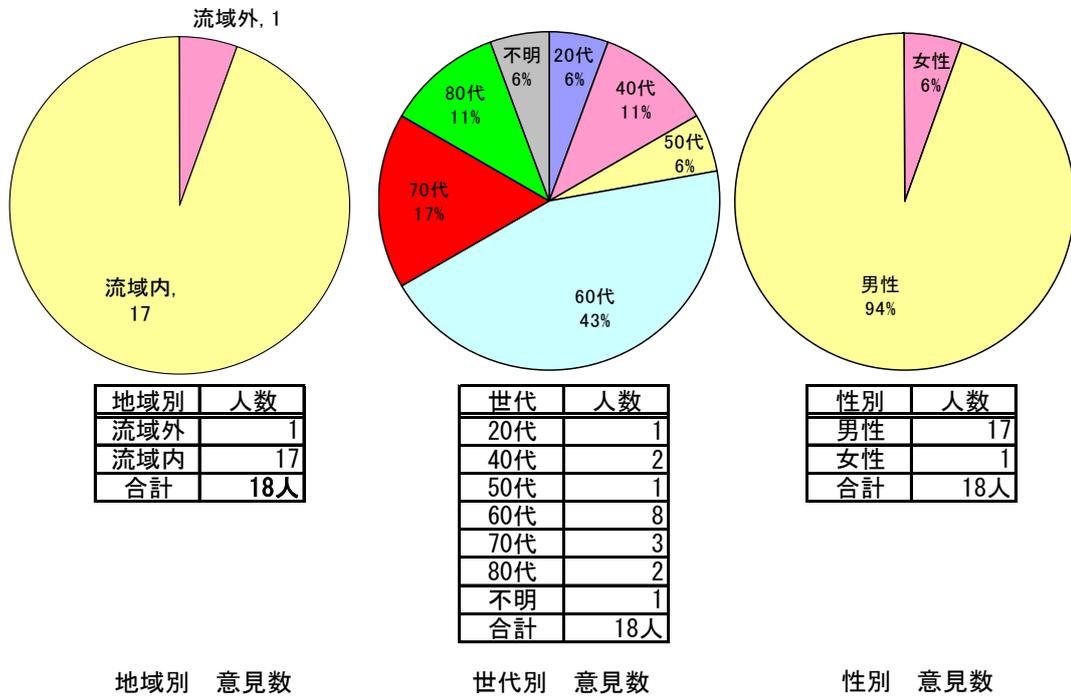


図 6-1 意見提出者の属性

(6) パブリックコメントに寄せられたご意見

パブリックコメントに寄せられたご意見については、これらのご意見に対する検討主体の考え方を整理し、足羽川ダム検証の参考とした。

寄せられたご意見に対する検討主体の考え方を表 6-4～表 6-12 に示す。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、寄せられたご意見について、その論点を体系的に整理したうえで、論点ごとに検討主体の考え方を示す。

このため、ご意見を提出して頂いた方が指定した項目と、検討主体の考え方を示した項目が一致していない場合がある。

表 6-4 寄せられたご意見と検討主体の考え方(1)

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
1) これまでに提示した複数の治水対策案以外の具体的対策案の提案		
1	<p><b>【 具体的な治水対策案の提案について 】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・足羽川から九頭竜川に洪水を分流する排水路または河川トンネルを整備する。放水先の九頭竜川では、河床掘削または川幅の拡幅工事を行うことにより流下能力を確保する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見を踏まえ、足羽川から九頭竜川に洪水を分流する放水路と河道改修の組合せ案については、複数の治水対策案の一つとして検討します。</li> </ul>
2) 複数の治水対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見		
2	<p><b>【 概略評価 (案) で棄却した治水対策案について 】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムの有効活用は追求すべきことがら。既設 5 ダムの有効活用について最後まで調整を行うべきである。(Ⅲ-1 案⑫)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見を踏まえ、治水対策案Ⅲ-1 案⑫については、評価軸ごとの評価を行う治水対策案の 1 つとします。</li> </ul>
3	<p><b>【 「ダム建設を含む治水対策案」 について 】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの経緯、コスト、実現性等を考えるとダム建設が最も優位な治水対策案と考える。</li> <li>・これまで投下された事業費を考慮すると、有効な施策としてダム事業の継続が必要。</li> <li>・昭和 42 年の予備調査以来 44 年間にわたり水没対象住民は苦渋の生活を強いられている。現計画案では地元住民はやむなくだがダムを受け入れている。これまで苦しんでいる地元住民のことも考えて早急に現計画を進めるべき。</li> <li>・ダム建設は必ずしも自然破壊となるものではなく、極力自然と共生する方法で建設することが重要と考える。</li> <li>・足羽川ダム建設にあたって福井県知事、福井市長、坂井市長等が同意している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の 1) ～7) で示すような評価軸で評価する。(略)</li> <li>1) 安全度 (略)</li> <li>2) コスト (略)</li> <li>3) 実現性 (中略)</li> <li>6) 地域社会への影響 (略)</li> <li>7) 環境への影響 (略)」と規定されています。これに基づき、足羽川ダム建設事業の検証においても、それぞれの評価軸で評価を行っています。</li> <li>・また、「検証に係る検討にあたっては、(略) 関係地方公共団体からなる検討の場を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める (以下略)」と規定されています。これに基づき検討を行っています。</li> <li>・なお、足羽川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたと考えています。</li> </ul>

表 6-5 寄せられたご意見と検討主体の考え方(2)

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
2) 複数の治水対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見		
4	<p>【「ダム建設を含まない治水対策案」について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日野川区間は引堤であるため計画高水の上昇はなく、用地買収も他の地域に比べれば比較的容易であると考えられ、最も現実的。足羽川下流は市街地のため、引堤は不可能。堤防のかさ上げに併せて右岸のコンクリート堤の補強改造ができる。(I-7案⑧')</li> <li>・提出されている中からⅢ-2案③が良い。</li> <li>・福井市で生まれ育ってきて小さい頃から何度も洪水を経験し、その都度、生活の不便や被害を被ってきた。過去の河川工事を否定するように、繰り返し堤防工事等を施行する「治水対策案」については、反対である。</li> <li>・現計画に比べすべてコストが高く、また、新たに用地の取得が必要な案ばかり。用地買収及び関係者の理解を得るにはさらに数年かかると思われ、実現は困難と思われる。</li> <li>・事業費が他の4案と同様としても、輪中堤や宅地のかさ上げは社会的に無理がある。(IV-3案①)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)</li> <li>1) 安全度 (略)</li> <li>2) コスト (略)</li> <li>3) 実現性 (中略)</li> <li>6) 地域社会への影響 (以下略)」と規定されています。これに基づき、足羽川ダム建設事業の検証においても、それぞれの評価軸で評価を行っています。</li> </ul>

表 6-6 寄せられたご意見と検討主体の考え方(3)

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
2) 複数の治水対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見		
5	<p><b>【 堤防のかさ上げを含む治水対策案について 】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 九頭竜川区間は日野川と合流するため、河川の氾濫は極力抑制するべき箇所である。高水敷掘削に加えて堤防のかさ上げも行う案にすることで、さらに効果的な治水対策ができる。(I-4案⑦)</li> <li>・ 市街地(足羽川下流区間)での堤防かさ上げは、新たな浸水(内水)被害が発生すると考えられ反対。</li> <li>・ 日野川区間の堤防のかさ上げは、最大0.2mとはいえ計画高水の上昇を招く。そのため次善の策と捉えるべき。(I-4案⑦)</li> <li>・ 日野川、足羽川下流両区間の堤防のかさ上げによる計画高水の上昇が懸念される。(III-2案⑬)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「治水対策案は、以下の1)～26)を参考にして、幅広い方策を組み合わせ検討する(中略)7) 堤防のかさ上げ(以下略)」と規定されています。これに基づき、堤防のかさ上げを含む治水対策案についても検討を行っています。</li> <li>・ 具体的には、同細目に基づき検討を行った27の治水対策案のうち、堤防のかさ上げを中心とする治水対策案に加え、遊水地、放水路、既設ダムの活用などと組み合わせたものも含め、22の治水対策案において、堤防のかさ上げを含んでいます。また、27の治水対策案の比較検討の結果として、最終的に「足羽川ダムを含まない治水対策案」として抽出した5案は全て、堤防のかさ上げを含んでいます。</li> <li>・ また、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)1) 安全度(略)2) コスト(以下略)」と規定されています。これに基づき、足羽川ダム建設事業の検証においても、計画高水位を上昇させることによる影響や内水処理に係る影響について、評価を行っています。</li> </ul>

表 6-7 寄せられたご意見と検討主体の考え方(4)

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
2) 複数の治水対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見		
6	<p><b>【 遊水地を含む治水対策案について 】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 借り上げ方式（災害時に農地を利活用）の遊水地設定をすれば、コストを大幅に引き下げつつ治水効果を発揮できる。</li> <li>・ 遊水地について、田園地域とは云え、広大な用地が入手出来るか疑問。（Ⅱ-6 案⑩）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「治水対策案は、以下の 1) ～26) を参考にして、幅広い方策を組み合わせて検討する（中略） 3) 遊水地（調節池）等（以下略）」と規定されています。これに基づき、遊水地を含む治水対策案についても検討を行っています。</li> <li>・ 具体的には、同細目に基づき検討を行った 27 の治水対策案のうち、3 つの治水対策案において、遊水地を含んでいます。また、27 の治水対策案の比較検討の結果として、最終的に「足羽川ダムを含まない治水対策案」として抽出した 5 案のうち「大規模治水施設による対策案」が、遊水地を含んでいます。</li> <li>・ 遊水地を含む治水対策案の検討にあたっては、地下水位が高いため掘削しても容量を確保できないこと等から、用地を取得せず、地役権の設定（洪水時にのみ使用する借り上げ方式）による整備を想定しています。</li> <li>・ また、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の 1) ～7) で示すような評価軸で評価する。（略） 3) 実現性 イ) 土地所有者等の協力の見通しはどうか（以下略）」と規定されています。これに基づき、足羽川ダム建設事業の検証においても、土地所有者等の協力の見通しについて、評価を行っています。</li> </ul>

表 6-8 寄せられたご意見と検討主体の考え方(5)

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
2) 複数の治水対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見		
7	<p><b>【 治水対策案の評価について 】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・結果的にコストが大きかったり、難工事や住民の理解との関係で「ダム」に誘導している印象が否めない。</li> <li>・費用対効果の最適な対策案を望む。</li> <li>・足羽川については、福井市の中心部を貫流することから、河道整備、堤防のかさ上げ、ダム築造等の早期の完成が最重要である。</li> <li>・最善の工種を選定し、最適な事業費を短期間に確保しながら早期着工を望む。</li> <li>・福井豪雨のような惨劇が繰り返されることのないよう治水対策の充実が必要。</li> <li>・日本中どこで洪水が発生するかわからない状況。早期の治水対策の実施が必要。</li> <li>・地元住民との対話を重視したうえで決定していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の検証では、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針(案)を決定することとしています。</li> <li>・また、同細目において、「検証に係る検討にあたっては、(略)関係地方公共団体からなる検討の場を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める(以下略)」と規定されています。これに基づき検討を行っています。</li> <li>・なお、検証に係る検討にあたっては、透明性の確保を図り、地域の意向を十分に反映するための措置を取ることが重要と考えています。検討過程においては、主要な段階でパブリックコメントを行い、広く意見を募集すること、関係住民の意見を聴くこととしています。</li> <li>・なお、足羽川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。</li> </ul>

表 6-9 寄せられたご意見と検討主体の考え方(6)

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
2) 複数の治水対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見		
8	<p><b>【 目標を上回る洪水等が発生した場合等の対応に関するご意見について 】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムは、満水後の増水や下流の降雨に治水の確実な向上は見込めない。</li> <li>・1000年に1回起きるような規模の豪雨災害に対する治水対策案として、比較している治水工法の優位性を議論しておくことも必要と思われる。</li> <li>・最近、世界各国や全国至る所で、異常気象による集中豪雨(ゲリラ豪雨)が頻繁に発生している。今後も、これまで以上の大規模な集中豪雨・洪水の発生が予想され心配。</li> <li>・昨今の異常なる気象、特に熱帯地方的な集中豪雨を考慮すると、河川改修等だけでは対策不十分であり、足羽川ダムが必要である。</li> <li>・今年の台風12号における時間降雨量100mmなど、これまで考えられない気象の状況を踏まえ、早急にダム建設に着手すべき。</li> <li>・足羽川ダムが建設されると、色々な水調節が可能となり、同時に洪水にも多様な対応が可能となり、安全・安心に暮らすことが出来る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)</li> <li>1) 安全度(中略)</li> <li>ロ) 目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるか(以下略)」と規定されています。これに基づき、足羽川ダム建設事業の検証においても、河川整備基本方針レベルより大きい規模の洪水が発生した場合及び局地的な大雨が発生した場合について評価を行っています。</li> <li>・なお、足羽川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。</li> </ul>
9	<p><b>【 コスト、時間的観点から見た実現性に関するご意見について 】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・期間と事業費をかけるダム計画に固執することは、結局、治水効果の出現を遅らせ、全体の県民益を損なう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)</li> <li>1) 安全度(中略)</li> <li>ハ) 段階的にどのように安全度が確保されていくのか(中略)</li> <li>2) コスト(略)</li> <li>3) 実現性(以下略)」と規定されています。これに基づき、足羽川ダム建設事業の検証においても、10年後、20年後に確保される安全度及びそれぞれの評価軸について評価を行っています。</li> </ul>

表 6-10 寄せられたご意見と検討主体の考え方(7)

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
2) 複数の治水対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見		
10	<p><b>【水不足の可能性に関するご意見について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化などにより、将来の大きな水不足の可能性が考えられる。このような状況に対する保険をかけておくという意味での、ダムの優位性も考慮する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的に多目的ダムへの利水者の参画にあたっては、利水者の判断に基づき行われるものです。足羽川ダムについては、平成 13 年 9 月 20 日に福井県を通じて県内水需給計画の内容を確認したところ、足羽川ダムへの利水参画の要望が無い旨の回答があったこと、及び第 30 回九頭竜川流域委員会において、足羽川の瀬切れ解消のための不特定用水容量を確保する緊急性は乏しいとの河川管理者（福井県）の検討結果及び審議内容を踏まえ、利水目的を含まない洪水調節専用（流水型）ダムとして計画しています。</li> <li>なお、地球温暖化の影響に関しては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の 1)～7) で示すような評価軸で評価する。（中略） 5) 柔軟性（略） イ) 地球温暖化に伴う気候変化や社会環境の変化など、将来の不確実性に対する柔軟性はどうか（以下略）」と規定されており、これに基づき評価を行っています。</li> </ul>
3) その他の意見		
11	<p><b>【複合災害について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震後の洪水のような複合災害の観点からの優位性も議論する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模地震に対する堤防等の河川構造物の耐震性能の照査では、盛土による堤防（土堤）は、その構造上、地震に対して損傷を全く許容しないことは不合理であること、一般に、地震による損傷を受けても短期間で修復可能であることから、地震によって堤防に損傷を生じても、平常時の最高水位に対して越流を生じない機能を保持することを、堤防の耐震性能としています。</li> <li>東日本大震災等から得られる教訓として、「東日本大震災を踏まえた今後の河川堤防の耐震対策の進め方について 報告書」（平成 23 年 9 月）が、河川堤防耐震対策緊急検討委員会においてとりまとめられているところです。今後の九頭竜川の治水施設の整備に当たっては、検証の結論に沿って適切に対応するとともに、これらの教訓を踏まえ、堤防強化を含むメニューを並行して実施することも重要であると考えています。</li> </ul>

表 6-11 寄せられたご意見と検討主体の考え方 (8)

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
3) その他の意見		
12	<p><b>【 決壊しづらい堤防について 】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・足羽川は、越流しても土堤で1時間40分間も破堤しなかった。川裏をブロック等で補強すれば、水位低下までの数時間は破堤しない。ダムより建設費の小さい「決壊しづらい堤防」を整備すべき。</li> <li>・ダムに拘り難破堤堤防の技術開発を長年実施せず、さらに今後調査研究が必要だと先延ばしする。また、破損がなかった堤防表側をブロックで覆い、破堤を招いた裏側の補強は行わない。技術的に奇妙な足羽川災害復旧工事となっている。県が川裏補強を依頼すると国は怒り出す。現場ではなく構造令で思考停止になっているのではないか。財政難と膨大な治水需要、根本的な転換が必要。</li> <li>・県内でも越水の恐れがある堤防にブルーシートをはって破堤を防いだりしている。堤防そのものを難破堤型にする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年7月福井豪雨の後に、洪水被害の再発を防止することを目的として福井県が設置した「平成16年7月福井豪雨 足羽川洪水災害調査対策検討会」の調査結果では、7月18日12時15分頃越水が始まり、堤防が浸食されたことにより13時35分～13時45分頃に破堤したことなどがとりまとめられています。 (<a href="http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/seibi/fukuigouu.html">http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/seibi/fukuigouu.html</a>)</li> <li>・また、福井県が実施した河川激甚災害対策特別緊急事業では、河床掘削、高水・低水護岸工事だけでなく、川裏ドレーン工事・堤防天端舗装・特殊堤補強等の堤防強化対策もあわせて行われています。なお、「県が川裏補強を依頼すると国は怒り出す。」というご意見について、そのような事実は確認できませんでした。</li> <li>・「河川管理施設等構造令」は、ダム、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる一般的技術的基準であって、社会の変化や技術の進展等に対応して改正が行われてきています。また、現在までに得られた技術的知見及び現場での運用等を勘案した解説書も発行されているところです。</li> <li>・「決壊しづらい堤防」については、開発を進めることは重要だと考えています。また、今後の九頭竜川水系の治水施設の整備に当たっては、検証の結論に沿って適切に対応することとしていますが、堤防強化を含むメニューを並行して実施することが必要であると考えています。</li> <li>・洪水時に堤防から水があふれる（越水）おそれがある場合などに、堤防を防水シートやむしろで被覆して堤防の決壊を防ぐ水防工法は、古くから行われてきており、現有治水機能を最大限に発揮させるものとして、河川改修と並び重要であると考えています。</li> </ul>

表 6-12 寄せられたご意見と検討主体の考え方 (9)

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
3) その他の意見		
13	<p><b>【 その他全般的なご意見について 】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・比較検討の結果、ダムが最適案となれば建設はやむを得ない。</li> <li>・早急なダム建設を望む。</li> <li>・既存の計画（足羽川ダム計画）で実施してほしい（実施すべき）。</li> <li>・東北大震災の地震のように、天災は何時起こるかも知れない。足羽川ダムを一分一秒でも早く着工することを願う。</li> <li>・昭和 40 年代に足羽川河川敷でサーカス小屋が洪水で流され、それ以降足羽川ダム計画の話が出た。それから 30 数年以上の年月が経過している事を考え、早く進めてほしい。</li> <li>・関係受益者の意を汲み、補償が速やかに完了することを望む。</li> <li>・人生の半分 40 年をダムに翻弄された。早く決着を付けてほしい。</li> <li>・地元住民にとっては、既設の計画に同意するまでには相当の紆余曲折があった。土地所有者は高齢者が多く、1 日も早い用地補償をお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の足羽川ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から近畿地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。</li> </ul>

## 6.3 検討主体による意見聴取

「本報告書（素案）」を作成した段階で、学識経験を有する者、関係住民からの意見聴取を実施した。

今後、関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

### 6.3.1 学識経験を有する者からの意見聴取

足羽川ダム検証においては、検証要領細目に定められている「学識経験を有する者の意見」として、表 6-13 に示す方々から意見聴取を実施した。

- (1) 意見聴取対象 : 「本報告書（素案）」
- (2) 意見聴取日 : 平成 24 年 2 月 15 日（水）

※なお、2 月 27 日（月）までの間、文書にて追加意見を伺った。

- (3) 意見聴取を実施した学識経験を有する者

表 6-13 学識経験を有する者

氏名	役職等
池淵 周一	京都大学 名誉教授
岡 敏弘	福井県立大学 経済学部 教授
奥村 充司	福井工業高等専門学校 環境都市工学科 准教授
川上 賢正	川上・野坂・安藤法律事務所
菊沢 正裕	福井県立大学 学術教養センター 教授
清水 賢涼	元 福井市企業局 ガス工務課 課長
角 哲也	京都大学 防災研究所 水資源環境研究センター 教授
田中 保士	日野川流域交流会 事務局長、環境文化研究所 代表
土山 弥一郎	元 福井テレビ 解説委員室長
林 進	福井土地改良区合同事務所 事務局長
福原 輝幸	福井大学大学院 工学研究科 教授
藤田 武志	部子川ダム対策委員会 会長
森下 郁子	環境技術学会 副会長、(社)淡水生物研究所 所長
米村 輝子	NPO法人 ドラゴンリバー交流会 理事

---

(4) 学識経験を有する者から頂いた主なご意見の要旨については以下に示す。

**【池淵 氏(京都大学 名誉教授)】**

- ・足羽川ダムは、ゲート付き流水型ダムだと聞いているが、その構造について分かり易く説明してほしい。

**【奥村 氏(福井工業高等専門学校 環境都市工学科 准教授)】**

- ・個別ダム検証作業として、国が示した基準に従い、足羽川ダム建設の有無を含めていくつかの治水対策案について、事業の効果およびコストの両面から総合的に十分検証されたことが報告書から読み取れる。
- ・昭和 34 年頃は、洪水の度に最も弱い個所の堤防が決壊するという時代であった。弱い箇所を補強するというような流域地区間の「負」のモグラ叩きのような治水対策では、河川管理が十分行き届いているとは言えない。
- ・北川の霞堤のように、川の氾濫を容認できるエリアを残した形で整備されている例もあるが、現存するものは大変珍しいといえる。一旦、連続堤で整備するとなれば、今日の土木技術を持ってすれば可能であるはずだが、単一メニューではモグラ叩きのような治水対策を繰り返すこととなる。
- ・遊水地としてその適地は、もともと氾濫源であったところを何とか耕作地にしたような場所で周辺開発が進んでいない場所となるが、その地区の了解を得ても、用地買収に時間がかかる。また、湛水中の迂回路の確保などの費用も発生する。
- ・治水目的のみの「穴あきダム」として建設される足羽川ダムは、湛水することで発生する様々な河川環境への悪影響を回避しており、流域の生態系を維持できる点で環境面に配慮されている。
- ・コスト面では今後、技術面等含めて削減の可能性を残しており、残り  $600\text{m}^3/\text{s}$  をダム単独で賄うことが最も合理的であることが示されたものと考えている。
- ・今後は、国、県、関連自治体及び地域住民の合意のもとでダム建設が速やかに進展することを願うとともに、ダム水没地には多大な負担をかけることになるが、地元振興策を講じることで上流・下流の交流を深め、流域住民の新しい関係を築くことが肝要である。

---

### 【川上 氏(川上・野坂・安藤法律事務所)】

- ・足羽川ダム建設事業については、これまで流域委員会において議論を重ね現在の形になってきた経緯がある。この度、ダム検証という形で、コスト等の観点等も踏まえ、さらに精度を上げ詳細な形で検討をし、やはり、ダム建設が最も有利となったことについて、妥当であると受けとっている。
- ・これまで紆余曲折があり、非常に時間がかかっていることも事実であり、ダムを進めていくと決めたならば、是非、スピードアップして次の段階に進んでいくべき。

### 【菊沢 氏(福井県立大学 学術教養センター 教授)】

- ・今回評価軸で評価しているダムによらない治水対策案は、よく似た比較になっており、コストもあまり差異がない。事務局の説明では、コストの低い対策案を代表化した結果、このようになったとしている。例えば、足羽川の中下流で効果的な治水対策というのは特色があるはずで、そのベストの方策をとると、ある程度まで効果があって、それ以上やると急にコストが増えるといった傾向があるというようなことも、これだけ細かく検討してあれば把握できるのではないか。であれば、ダム事業の計画策定の検討にあたっては、低コストで効果的な部分を河道改修で実施し、残りの部分をダムで対応するという治水対策の検討が可能であり、今回の手法はそうした検討にも活用できるのではないか。
- ・流水型をやめて発電をという話があるが、ダムの堤高を上げてというのは大変であるし、集中型発電というのは、最近あまり流行していない。足羽川ダム建設事業では、導水のための分水堰も設けるわけであるから、そういうものを活用して小水力発電の考え方を取り入れていくことがいいと思う。

### 【角 氏(京都大学 防災研究所 水資源環境研究センター 教授)】

- ・ダム等の洪水調節の有り無しの治水対策案毎に河道を流れる流量・水位は変化するわけであり、調節施設が無い場合は当然水位が高くなり、破堤氾濫時のポテンシャルが上がることを許容してしまうことになる。評価においては、一定の安全度を確保することを基本としているが、そもそも同等の安全度というものがあるのかを、よく確認する必要がある。
- ・九頭竜川水系の流域委員会では、足羽川ダムの代替案を相当議論したわけだが、その際は、足羽川ダムに同等なものというのは、足羽川の流域の中でやることを原則として比較する中で、遊水地や放水路を議論してきたと思う。今回の検討では、流量増に対して、かさ上げを前提とした堤防の強化も含めた、いわゆる耐力と外力の関係のバランスをとって評価することを、安全度として同等として扱っていると理解した。

---

**【田中 氏(日野川流域交流会 事務局長、環境文化研究所 代表)】**

- ・今後、ダム建設と河川整備を進める中で、川に学ぶ社会を実現させるために、川に学ぶ体験活動への主体的、継続的な活動を、住民、市民、NPO 及び利用者などと連携して、積極的に支援していくことが非常に重要だと思う。国の方針もそうなっていると思う。ぜひこれからの課題として対応への検討を進めていただきたい。

**【土山 氏(元 福井テレビ 解説委員室長)】**

- ・この足羽川ダムの計画は、昭和 43 年から今日まで 50 年近くかかっている。その間に社会的な状況も大きく変わって来ているし、流域委員会の中でも利水撤退などの変化があり、この治水専用ダムにしてきた経緯がある。一方で、平成 16 年の福井豪雨や、昨年の東日本大震災・福島原発の事故等に遭遇し、文明の選択のあり方が、まさに問われているところである。
- ・パブリックコメントを読むと、地元の移転対象者の人々の事業が今なお進まない現状の苦しみや、今後の複合災害への対応への期待などが記載されている。こうした声に応えること、そして将来の価値観の変化に応えるためには、このような大きなプロジェクト、つまり、文明の選択をする時に、どのように進められていったのかというプロセス・内容を、皆さんに丁寧に報告していくことは、文明を選択した者の説明義務ではないかと考える。

**【林 氏(福井土地改良区合同事務所 事務局長)】**

- ・平成 6 年には大渇水があって、水量不足で魚が大量に死んだという話もある。一方であの時は、農業用水も稲が枯れる寸前の灌漑制御をしていた。魚が大事か、米が大事かという話になってしまうが、他県では、渇水に対応する水の備蓄への水利権があると聞いている。ダムは治水対策だけでなく、渇水対策にも大変有効であると考えます。足羽川ダムは渇水対策ダムとしても是非建設すべきである。

**【福原 氏(福井大学大学院 工学研究科 教授)】**

- ・「報告書(素案)」において、ダム事業費が何種類も出てきて分かりにくい。全体事業費、点検後事業費、残事業費、費用対効果での事業費などを分かりやすくしてほしい。
- ・維持管理費の費用がどのようなものが計上されていて、どのようなものが計上されていないのかの表現が分かりにくいなという感じがする。

---

**【藤田 氏(部子川ダム対策委員会 会長)】**

- ・我々水没者たちは、ダムの完成でその利益を受けるわけではない。しかし、国が一度決めたことは最終的には成し遂げるという観念が我々にはあり、我々がそれに協力することで、国の事業が早く前進するのではないかとの思いで事業に同意してきた経緯がある。しかし、結果から見ると、40年以上経って、過疎・高齢化が進んで、屋根の雪かきも出来ないような現状にある。
- ・国の方針としては、そういう住民のことも考えて、一日も早くダム事業を進めて欲しい。また、それが出来ないのであれば、ただ限界集落になったわけではないので、苦しんできた40年間を補償する事も考えて欲しい。私はこの足羽川ダム建設に賛成するものである。

**【森下 氏(環境技術学会 副会長、(社)淡水生物研究所 所長)】**

- ・3.11の震災があった後、社会の考え方の変化を感じ、計画がこのまま進んでいって本当にいいのかと不安になる。今の足羽川ダムの穴あきダムというのは、環境に負荷のかからないようなダムを造っていかうとの考え方で、ベースは原子力で安定した電気が我々のところに供給されるという条件のものに考えられたことである。
- ・こういう大規模事業を実施するときが一番大事なことは、地域の人達がそこに住めるようにすること、そこで仕事が出来るとも考えた上で、総合的な目的に合った事業を進めていかないといけないと感じる。
- ・20年、30年先ぐらいしか見通せないようではやっぱり怖いというのがあって、100年なりそれくらいの中で、社会がうまく回転していくためにはと考えると、水力発電を抱えたダムにしておかないと、と感じる。将来には、環境のことよりも、ひょっとしたら人間が生きていく一番大事なエネルギーを生み出すことが重要と社会自身が変わるのではないかと。
- ・地震後、東北のたくさんのダムを見てきたが、1つのアースダムがダメになったものの、他のダムは丈夫で、発電などもうまくいき、どこも停まっていなかった。ダムの技術といのは、これから先の災害にも対応できるすごいものを持っていたのだと、改めて日本のダム技術の高さについて感心している。
- ・これだけお金のかかる事業をしていくのだから、その地域の洪水だけでなく、もう少し地域の人達に還元されるようなものを付加していくのが土木構造物の活用の仕方ではないか。せつかく造るダムであるのならば、洪水だけでなくもう少し付加価値を持った効率の良い、複合的な施設に出来ないものか。
- ・世界の動きでは、環境に対する対応が少し変化してきている。これまでは、出来るだけ環境に負荷を与えないようにするという形であったが、最近のミシシッピ一川などを見ていると、人が管理して手を加えなければ、環境は守れないという考え方に変わってきている。今後、ダムがあるから守られた環境というのは何かというような事も、考えて行かなければならないと思う。

---

### 【米村 氏(NPO法人 ドラゴンリバー交流会 理事)】

- ・私たちは本当に恵まれた時代に生きて来たが、今もうすごい時代が到来しており、本当にこれからの世代がどう生きていけばいいのかというところに追い詰められていると感じる。そんな中で、今を生きている人達をとにかく救済するために、手近なことをやらなければならないというのも重要だが、将来にわたる社会全体をもう一度冷静に見て、これでいいのかということのを常に確認しながらやって欲しいと思う。
- ・既存のものは、出来るだけ知恵を使って使いこなし、これから建設するものは、さらに知恵を働かせて次の世代に繋げて欲しいと思う。
- ・本当に今時代が、エネルギーに関しても変わっている、変わらないといけない時に来ているというのを私も自覚していきたいと思うし、国土交通省としても考えて欲しい。
- ・平成 16 年豪雨以降、雨の降り方、雪の降り方が大きく変わっているように感じる。和歌山県日高川流域、上流部の洪水跡を見てきたが、ここもおそらく異常な雨の降り方が原因ではないかと思う。足羽川ダムが出来たとしても、最近のような気象状況が続けば、平成 16 年豪雨のような集中豪雨が別の場所に起これば、洪水は防げないのではないかと思う（不安である）。福井市街地が洪水被害を受けないためには、上・中流域でゆるやかに洪水を受け止める（田・畑などで）覚悟と、その補償を確実にする仕組みづくり（農水省、経産省との連携システム）が一番の方法だと思う。
- ・「河道の掘削」については、一見河道の水位を下げるという点で効果があるように思えるが、大野市の場合は赤根川下流で河道掘削が行われると市内の地下水が栓を抜かれたように一気に流出し、地下水枯渇→地盤沈下につながるという調査結果が出ている。他所でも、河道掘削による被害が発生する可能性がないとは言えない。いずれの場合も、影響調査をしっかり行う（地層、地質も含めて）ことが大前提だと考える。
- ・費用について、「今までにこれだけ掛かったから」とか「変更するとまた最初から説明をする必要性がでてくるから」という考えに支配されていたら、真に評価はできないのではないか。
- ・計画から実現までに 50 年（半世紀）近くも要するという過去のダム計画は、多くの人たちの人生を狂わせたという現実を直視し、これからの計画は出来るだけ小規模に分散して、全体で受け止めるという方向にシフトして欲しい。

(5) 学識経験を有する者のご意見と検討主体の考え方

学識経験を有する者から頂いた主なご意見の要旨とそれらのご意見に対する検討主体の考え方を表 6-14～表 6-27 に示す。

表 6-14 学識経験を有する者のご意見と検討主体の考え方 (1)

学識経験を有する者の主なコメント		検討主体の考え方
京都大学 名誉教授 池淵 氏	・足羽川ダムは、ゲート付き流水型ダムだと聞いているが、その構造について分かり易く説明してほしい。	・足羽川ダムの場合、ダム本体に設置するゲートにより洪水を調節する計画となっています。現時点で計画されている洪水調節操作の方法は以下のとおりです。 ①平常時は、河床と同じ高さに設けられた開口部(河床部放流設備)から川の水をそのまま下流に流します。 ②洪水時は、一定の流量を超えたときにゲートを全閉し、一時的にダムに洪水を貯めることにより、下流地域の洪水被害を軽減します。 ③洪水が終わった後には、ゲートを開け、再び河川の状態に戻します。  ・ご意見を踏まえて記述を追加します。

表 6-15 学識経験を有する者のご意見と検討主体の考え方 (2)

	学識経験を有する者の主なコメント	検討主体の考え方
<p>福井工業高等専門学校 環境都市工学科 准教授 奥村 氏</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和 34 年頃は、洪水の度に最も弱い個所の堤防が決壊するという時代であった。弱い箇所を補強するというような流域地区間の「負」のモグラ叩きのような治水対策では、河川管理が十分行き届いているとは言えない。</li> <li>・北川の霞堤のように、川の氾濫を容認できるエリアを残した形で整備されている例もあるが、現存するものは大変珍しいといえる。一旦、連続堤で整備するとすれば、今日の土木技術を持ってすれば可能であるはずだが、単一メニューではモグラ叩きのような治水対策を繰り返すこととなる。</li> <li>・遊水地としてその適地は、もともと氾濫原であったところを何とか耕作地にしたような場所で周辺開発が進んでいない場所となるが、その地区の了解を得ても、用地買収に時間がかかる。また、湛水中の迂回路の確保などの費用も発生する。</li> <li>・今後は、国、県、関連自治体及び地域住民の合意のもとでダム建設が速やかに進展することを願うとともに、ダム水没地には多大な負担をかけることになるが、地元振興策を講じることで上流・下流の交流を深め、流域住民の新しい関係を築くことが肝要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・九頭竜川水系(国管理区間)の河道整備は、上下流・左右岸バランスを確保しつつ、流域全体の治水効果の向上を図りながら進めています。</li> <li>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「治水対策案は、以下の 1)～26)を参考にして、幅広い方策を組み合わせる(以下略)」と規定されています。</li> <li>・これに基づき、足羽川ダムの検証に係る検討では、複数の治水対策案(足羽川ダムを含まない対策案)の立案にあたっては、九頭竜川水系が九頭竜川、日野川及び足羽川の 3 つの河川が合流し、上流部から下流部にかけて、河道特性や土地利用状況が異なっていることを踏まえるとともに、同細目に示されている方策を参考にして、様々な方策を組み合わせ、できる限り幅広い治水対策案を立案しました。</li> <li>・また、同細目において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の 1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)             <ul style="list-style-type: none"> <li>1)安全度(略)</li> <li>2)コスト(略)</li> <li>3)実現性(中略)</li> <li>6)地域社会への影響(略)</li> <li>7)環境への影響(略)」と規定されています。これに基づき、足羽川ダム建設事業の検証においても、それぞれの評価軸で評価を行っています。</li> </ul> </li> <li>・足羽川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたと考えています。</li> <li>・また、今後の九頭竜川の治水施設の整備にあたっては、検証の結論に沿って適切に対応するとともに、頂いたご意見に関しましては、事業の実施にあたり参考とさせていただきます。</li> </ul>

表 6-16 学識経験を有する者のご意見と検討主体の考え方 (3)

	学識経験を有する者の主なコメント	検討主体の考え方
<p>福井工業高等専門学校 環境都市工学科 准教授 奥村 氏</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別ダム検証作業として、国が示した基準に従い、足羽川ダム建設の有無を含めていくつかの治水対策案について、事業の効果およびコストの両面から総合的に十分検証されたことが報告書から読み取れる。</li> <li>・治水目的のみの「穴あきダム」として建設される足羽川ダムは、湛水することで発生する様々な河川環境への悪影響を回避しており、流域の生態系を維持できる点で環境面に配慮されている。</li> <li>・コスト面では今後、技術面等含めて削減の可能性を残しており、残り 600 m<sup>3</sup>/s をダム単独で賄うことが最も合理的であることが示されたものと考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の九頭竜川の治水施設の整備にあたっては、検証の結論に沿って適切に対応していきます。</li> </ul>
<p>川上・野坂・安藤法律事務所 川上 氏</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・足羽川ダム建設事業については、これまで流域委員会において議論を重ね現在の形になってきた経緯がある。この度、ダム検証という形で、コスト等の観点等も踏まえ、さらに精度を上げ詳細な形で検討をし、やはり、ダム建設が最も有利となったことについて、妥当であると受けとっている。</li> <li>・これまで紆余曲折があり、非常に時間がかかっていることも事実であり、ダムを進めていくと決めたならば、是非、スピードアップして次の段階に進んでいくべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の足羽川ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から近畿地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。</li> <li>・今後の九頭竜川の治水施設の整備にあたっては、検証の結論に沿って適切に対応していきます。</li> <li>・なお、足羽川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。</li> </ul>

表 6-17 学識経験を有する者のご意見と検討主体の考え方 (4)

	学識経験を有する者の主なコメント	検討主体の考え方
福井県立 大学 学術教養 センター 教授 菊沢 氏	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回評価軸で評価しているダムによらない治水対策案は、よく似た比較になっており、コストもあまり差異がない。事務局の説明では、コストの低い対策案を代表化した結果、このようになったとしている。例えば、足羽川の中下流で効果的な治水対策というのは特色があるはずで、そのベストの方策をとると、ある程度まで効果があつて、それ以上やると急にコストが増えるといった傾向があるというようなことも、これだけ細かく検討してあれば把握できるのではないか。であれば、ダム事業の計画策定の検討にあたっては、低コストで効果的な部分を河道改修で実施し、残りの部分をダムで対応するという治水対策の検討が可能であり、今回の手法はそうした検討にも活用できるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「複数の治水対策案の一つは、検証対象ダムを含む案とし、その他に、検証対象ダムを含まない方法による治水対策案を必ず作成する(以下略)」と規定されています。</li> <li>・これに基づき、足羽川ダムの検証に係る検討では、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とし、複数の治水対策案(足羽川ダムを含まない案)として「河道改修を中心とした対策案」、「大規模治水施設による対策案」、「既存ストックを有効活用した対策案」、「流域を中心とした対策案」について、幅広く検討を行いました。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流水型をやめて発電をという話があるが、ダムの堤高を上げてというのは大変であるし、集中型発電というのは、最近あまり流行していない。足羽川ダム建設事業では、導水のための分水堰も設けるわけであるから、そういうものを活用して小水力発電の考え方を取り入れていくことがいいと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多目的ダムへの発電事業者を含む利水者の参画は、各々の利水者の判断に基づき行われています。足羽川ダムについては、利水者から参画の申し出はなく、利水目的を含まない洪水調節専用(流水型)ダムとして計画しています。</li> <li>・今後の九頭竜川の治水施設の整備にあたっては、検証の結論に沿って適切に対応していきます。</li> </ul>

表 6-18 学識経験を有する者のご意見と検討主体の考え方 (5)

	学識経験を有する者の主なコメント	検討主体の考え方
<p>京都大学 防災研究所 水資源 環境研究 センター 教授 角 氏</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム等の洪水調節の有り無しの治水対策案毎に河道を流れる流量・水位は変化するわけであり、調節施設が無い場合は当然水位が高くなり、破堤氾濫時のポテンシャルが上がることを許容してしまうことになる。評価においては、一定の安全度を確保することを基本としているが、そもそも同等の安全度というものがどういふものかを、よく確認する必要がある。</li> <li>・九頭竜川水系の流域委員会では、足羽川ダムの代替案を相当議論したわけだが、その際は、足羽川ダムに同等なものというのは、足羽川の流域の中でやることを原則として比較する中で、遊水地や放水路を議論してきたと思う。今回の検討では、流量増に対して、かさ上げを前提とした堤防の強化も含めた、いわゆる耐力と外力の関係のバランスをとって評価することを、安全度として同等として扱っていると理解した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する(以下略)」と規定されており、これに基づき、足羽川ダムの検証に係る検討を行っています。</li> <li>・今回の足羽川ダムの検証では、河川整備計画において想定している目標と同程度の洪水(外力)に対し、堤防かさ上げなどの対策を行った場合においても、かさ上げ後の計画高水位以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造(耐力)とする堤防を整備することで同等の安全度を確保することとして検討を行いました。</li> <li>・なお、この場合、計画高水位が高くなることについては、「安全度」の評価において、その違いを記述しています。</li> <li>・また、「輪中堤」及び「宅地かさ上げ」を含む治水対策案については、堤防の構造や家屋の浸水に対しては一定の安全度が確保できるものの、水田等の土地は浸水する可能性があるという観点で差異があることから、その違いについても記述しています。</li> </ul>
<p>日野川流域 交流会 事務局長 環境文化 研究所 代表 田中 氏</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、ダム建設と河川整備を進める中で、川に学ぶ社会を実現させるために、川に学ぶ体験活動への主体的、継続的な活動を、住民、市民、NPO 及び利用者などと連携して、積極的に支援していくことが非常に重要だと思う。国の方針もそうなっていると思う。ぜひこれからの課題として対応への検討を進めていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の九頭竜川の治水施設の整備にあたっては、検証の結論に沿って適切に対応するとともに、頂いたご意見に関しましては、学習の場の提供や地域住民との連携などの取り組みにおいて参考とさせていただきます。</li> <li>・なお、ご意見を踏まえて記述を追加します。</li> </ul>

表 6-19 学識経験を有する者のご意見と検討主体の考え方 (6)

	学識経験を有する者の主なコメント	検討主体の考え方
元福井テレビ 解説委員 室長 土山 氏	<p>・この足羽川ダムの計画は、昭和 43 年から今日まで 50 年近くかかっている。その間に社会的な状況も大きく変わって来ているし、流域委員会の中でも利水撤退などの変化があり、この治水専用ダムにしてきた経緯がある。一方で、平成 16 年の福井豪雨や、昨年の東日本大震災・福島原発の事故等に遭遇し、文明の選択のあり方が、まさに問われているところである。</p> <p>・パブリックコメントを読むと、地元の移転対象者の人々の事業が今なお進まない現状の苦しみや、今後の複合災害への対応への期待などが記載されている。こうした声に応えること、そして将来の価値観の変化に応えるためには、このような大きなプロジェクト、つまり、文明の選択をする時に、どのように進められていったのかというプロセス・内容を、皆さんに丁寧に報告していくことは、文明を選択した者の説明義務ではないかと考える。</p>	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検証に係る検討に当たっては、(略)関係地方公共団体からなる検討の場を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める(以下略)」と規定され、「検証に係る検討に当たっては、(略)河川法 16 条の 2(河川整備計画)等に準じて③を行う進め方で検討を行う。(中略)</p> <p>③学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く。(以下略)」と規定されており、これに基づき検討を行っています。</p> <p>・今回の足羽川ダム検証に係る「関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」、「学識経験者からの意見を聴く場」及び「関係住民からの意見を聴く場」については検討過程の透明性を確保するために公開を原則とし、会議資料、議事録及び「報告書(素案)」等を公表するとともに、できるだけ分かりやすくご説明する観点から、寄せられたご意見については、その論点を体系的に整理した上で、論点ごとに検討主体の考え方をお示ししています。</p> <p>・九頭竜川の治水施設の整備にあたっては、検証の結論に沿って適切に対応するとともに、頂いたご意見を踏まえ、今後とも情報の公開に努めて参ります。</p>

表 6-20 学識経験を有する者のご意見と検討主体の考え方 (7)

学識経験を有する者の主なコメント	検討主体の考え方
<p>福井土地改良区 合同事務所 事務局長 林 氏</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•平成 6 年には大渇水があつて、水量不足で魚が大量に死んだという話もある。一方であの時は、農業用水も稲が枯れる寸前の灌漑制御をしていた。魚が大事か、米が大事かという話になってしまうが、他県では、渇水に対応する水の備蓄への水利権があると聞いている。ダムは治水対策だけでなく、渇水対策にも大変有効であると考え。足羽川ダムは渇水対策ダムとしても是非建設すべきである。</li> <li>•平成 6 年の渇水では、福井県をはじめ4市4町1村で渇水対策本部等を設置し、節水の広報や給水・取水制限等が実施されました。また、日野川では一時的に取水が不安定になったり、沿川の水田では塩害も発生しています。</li> <li>•なお、過去の主な渇水被害状況については、「報告書(素案)」の「2.2.3 過去の主な渇水」にお示ししています。</li> <li>•一般的に多目的ダムへの利水者の参画にあたっては、利水者の判断に基づき行われるものです。足羽川ダムについては、平成 13 年 9 月 20 日に福井県を通じて県内水需給計画の内容を確認したところ、足羽川ダムへの利水参画の要望が無い旨の回答があったこと、及び第 30 回九頭竜川流域委員会において、足羽川の瀬切れ解消のための不特定用水容量を確保する緊急性は乏しいとの河川管理者(福井県)の検討結果及び審議内容を踏まえ、利水目的を含まない洪水調節専用(流水型)ダムとして計画しています。</li> <li>•「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する(以下略)」と規定されており、これに基づき、足羽川ダムの検証に係る検討を行っています。</li> <li>•また、同細目において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の 1)～7) で示すような評価軸で評価する。(中略) 5) 柔軟性(以下略)」と規定されており、これに基づき、それぞれの評価軸について評価を行っています。</li> <li>•評価軸「柔軟性」の「地球温暖化に伴う気候変化や社会環境の変化など、将来の不確実性に対する柔軟性はどうか」の評価にあたっては、各方策の特性を考慮して、将来の不確実性に対する各治水対策案の特性を明らかにしています。</li> <li>•今後の九頭竜川の治水施設の整備にあたっては、検証の結論に沿って適切に対応していきます。</li> </ul>

表 6-21 学識経験を有する者のご意見と検討主体の考え方 (8)

学識経験を有する者の主なコメント	検討主体の考え方
<p>福井大学 大学院 工学研究科 教授 福原 氏</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の足羽川ダムの検証においてお示したダム事業費は、以下のとおりです。               <ul style="list-style-type: none"> <li>①全体事業費(現計画) :960 億円</li> <li>②点検結果 全体事業費:982 億円 残事業費 :841 億円</li> <li>③費用対効果分析                   <ul style="list-style-type: none"> <li>総費用(全体事業):856 億円</li> <li>総費用(残事業) :615 億円</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・総事業費の点検にあたっては、河川整備計画策定(平成 19 年 2 月)以降、現時点での進捗状況を踏まえ、平成 22 年度以降の残事業費について、以下の観点で点検を行っています。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア)平成 21 年度までの事業実施状況は契約実績を反映。</li> <li>イ)平成 22 年度以降の残事業については、物価変動を考慮。</li> </ul> </li> <li>・また、費用対効果分析の総費用については、「治水経済調査マニュアル(案)(平成 17 年 4 月 国土交通省河川局)」に基づき、総事業費の点検結果を用いて、平成 23 年を評価基準年として現在価値化を行い算出したものとなっています。</li> <li>・なお、ご意見を踏まえて記述を追加します。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理費の費用がどのようなものが計上されていて、どのようなものが計上されていないのかの表現が分かりにくいなどという感じがする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の足羽川ダム検証でお示した維持管理費用は、各治水対策案を比較検討する上で必要な費用として、現状に比べて追加的に必要となる費用を計上しています。</li> <li>・「足羽川ダム建設を含む対策案」の維持管理費には、操作関連費用、水理水文・環境調査費用、貯水池維持管理費用、維持修繕費用、保守点検費用、大規模補修・更新費用、事務経費等を見込んでおり、他ダムの実績を参考にして計上しています。</li> <li>・「足羽川ダム建設を含まない対策案」の維持管理費には、改修に伴う除草費用の追加分、遊水地の維持管理費用などを計上しています。</li> <li>・全ての治水対策案に共通して必要な維持管理費として、河道の掘削を実施した区間において再び堆積した場合の掘削にかかる費用については、シミュレーションの結果では現状と同程度であると予測されたため費用を見込んでいませんが、必要となる可能性も考えられることから、評価にあたってはその旨を記述しているところ です。</li> <li>・なお、ご意見を踏まえて記述を修正します。</li> </ul>

表 6-22 学識経験を有する者のご意見と検討主体の考え方 (9)

	学識経験を有する者の主なコメント	検討主体の考え方
<p>部子川ダム 対策委員会 会長 藤田 氏</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我々水没者たちは、ダムの完成でその利益を受けるわけではない。しかし、国が一度決めたことは最終的には成し遂げるといふ観念が我々にはあり、我々がそれに協力をすることで、国の事業が早く前進するのではないかとの思いで事業に同意してきた経緯がある。しかし、結果から見ると、40年以上経って、過疎・高齢化が進んで、屋根の雪かきも出来ないような現状にある。</li> <li>・国の方針としては、そういう住民のことも考えて、一日も早くダム事業を進めて欲しい。また、それが出来ないのであれば、ただ限界集落になったわけではないので、苦しんできた40年間を補償する事も考えて欲しい。私はこの足羽川ダム建設に賛成するものである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の足羽川ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から近畿地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。</li> <li>・なお、足羽川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。</li> </ul>

表 6-23 学識経験を有する者のご意見と検討主体の考え方 (10)

	学識経験を有する者の主なコメント	検討主体の考え方
<p>環境技術 学会 副会長 (社)淡水 生物研究所 所長 森下 氏</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•3.11 の震災があった後、社会の考え方の変化を感じ、計画がこのまま進んでいって本当にいいのかと不安になる。今の足羽川ダムの穴あきダムというのは、環境に負荷のかからないようなダムを造っていかうとの考え方で、ベースは原子力で安定した電気が我々のところに供給されるという条件のものに考えられたことである。</li> <li>•こういう大規模事業を実施するときが一番大事なことは、地域の人達がそこに住めるようにすること、そこで仕事が出来ることが考えた上で、総合的な目的に合った事業を進めていかないといけないと感じる。</li> <li>•20年、30年先ぐらいしか見通せないようではやっぱり怖いというのがあって、100年なりそれくらいの中で、社会がうまく回転していくためにはと考えると、水力発電を抱えたダムにしておかないと、と感じる。将来には、環境のことよりも、ひょっとしたら人間が生きていく一番大事なエネルギーを生み出すことが重要と社会自身が変わるのではないかと。</li> <li>•地震後、東北のたくさんのダムを見てきたが、1つのアースダムがダメになったものの、他のダムは丈夫で、発電などもうまくいき、どこも停まっていなかった。ダムの技術というのは、これから先の災害にも対応できるすごいものを持っていたのだと、改めて日本のダムの技術の高さについて感心している。</li> <li>•これだけお金のかかる事業をしていくのだから、その地域の洪水だけでなく、もう少し地域の人達に還元されるようなものを付加していくのが土木構造物の活用の仕方ではないか。せっかく造るダムであるのならば、洪水だけでなくもう少し付加価値を持った効率の良い、複合的な施設に出来ないものか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•今回の足羽川ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から近畿地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。</li> <li>•また、多目的ダムへの発電事業者を含む利水者の参画は、各々の利水者の判断に基づき行われています。足羽川ダムについては、利水者から参画の申し出はなく、利水目的を含まない洪水調節専用(流水型)ダムとして計画しています。</li> <li>•今後の九頭竜川の治水施設の整備にあたっては、検証の結論に沿って適切に対応するとともに、頂いたご意見に関しましては、今後の施設整備や環境モニタリングなどにおいて参考とさせていただきます。</li> </ul>

表 6-24 学識経験を有する者のご意見と検討主体の考え方 (11)

	学識経験を有する者の主なコメント	検討主体の考え方
環境技術 学会 副会長 (社)淡水 生物研究所 所長 森下 氏	(前頁からの続き) ・世界の動きでは、環境に対する対応が少し変化してきている。これまでは、出来るだけ環境に負荷を与えないようにするという形であったが、最近のミシシッピー川などを見ると、人が管理して手を加えなければ、環境は守れないという考え方に変わってきている。今後、ダムがあるから守られた環境というのは何かというような事も、考えて行かなければならないと思う。	

表 6-25 学識経験を有する者のご意見と検討主体の考え方 (12)

	学識経験を有する者の主なコメント	検討主体の考え方
<p>NPO 法人 ドラゴンハー 交流会 理事 米村 氏</p>	<p>・平成 16 年豪雨以降、雨の降り方、雪の降り方が大きく変わっているように感じる。和歌山県日高川流域、上流部の洪水跡を見てきたが、ここもおそらく異常な雨の降り方が原因ではないかと思う。足羽川ダムが出来たとしても、最近のような気象状況が続けば、平成 16 年豪雨のような集中豪雨が別の場所に起これば、洪水は防げないのではないかと思う(不安である)。福井市街地が洪水被害を受けない為には、上・中流域でゆるやかに洪水を受け止める(田・畑などで)覚悟と、その補償を確実にする仕組みづくり(農水省、経産省との連携システム)が一番の方法だと思う。</p>	<p>・「足羽川ダムを含まない対策案」については、最終的に 6 案を「足羽川ダムを含む対策案」と比較していますが、ここに至るまでに「中間とりまとめ」に示された 26 の方策を実現性などを考慮して、輪中堤、宅地のかさ上げ、水田等の保全(機能の向上)などを組み合わせた 28 の治水対策案を作成し、比較検討の結果として抽出したものです。</p> <p>・降雨形態の変化等の影響に関しては、同細目において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の 1)～7)で示すような評価軸で評価する。(中略) 5)柔軟性 イ)地球温暖化に伴う気候変化や社会環境の変化など、将来の不確実性に対する柔軟性はどうか(以下略)」と規定されており、これに基づき、足羽川ダム建設事業の検証においても、評価軸で評価を行っています。</p> <p>・また、流域を中心とした対策のうち、「遊水機能を有する土地の保全」、「霞堤の存置」、「二線堤」、「樹林帯等」、「土地利用規制」、「森林の保全」、「洪水の予測、情報の提供等」の各方策については、流出抑制や災害時の被害軽減等に資するものとして、全ての治水対策案(足羽川ダムを含む対策案及び足羽川ダムを含まない対策案)に含まれるものとして立案し、河道・流域管理等の観点からその推進を図る努力を継続することとしています。</p>

表 6-26 学識経験を有する者のご意見と検討主体の考え方 (13)

学識経験を有する者の主なコメント		検討主体の考え方
NPO 法人 ドラゴンリバー 交流会 理事 米村 氏	<p>・費用について、「今までにこれだけ掛かったから」とか「変更するとまた最初から説明をする必要性がでてくるから」という考えに支配されていたら、真に評価はできないのではないか。</p>	<p>・コストの評価にあたっては、既投資額を考慮せず、残事業費を基本としています。</p> <p>・これは、同細目で、「コストの評価に当たり、実施中の事業については、残事業費を基本とする」と規定されており、この考え方は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の「中間とりまとめ」に関する意見の回答で、「今回の検証は厳しい財政事情を背景としていることに鑑み、目標を達成するために、今後どのような治水対策を実施することが妥当かという考え方で検討するものであり、コストの評価に当たり実施中の事業については残事業費を基本とすることが適当である」との同有識者会議が示した考え方に沿ったものとなっています。</p>

表 6-27 学識経験を有する者のご意見と検討主体の考え方 (14)

学識経験を有する者の主なコメント	検討主体の考え方
<p>NPO 法人 ドラゴンリバー 交流会 理事 米村 氏</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私たちが本当に恵まれた時代に生きて来たが、今もうすごい時代が到来しており、本当にこれからの世代がどう生きていけばいいのかというところに追い詰められていると感じる。そんな中で、今を生きている人達をとにかく救済するために、手近なことをやらなければならないというのも重要だが、将来にわたる社会全体をもう一度冷静に見て、これでいいのかということを常に確認しながらやっていって欲しいと思う。</li> <li>・既存のものは、出来るだけ知恵を使って使いこなし、これから建設するものは、さらに知恵を働かせて次の世代に繋げて欲しいと思う。</li> <li>・本当に今時代が、エネルギーに関しても変わっている、変わらないといけない時に来ているというのを私も自覚していきたいと思うし、国土交通省としても考えていって欲しい。</li> <li>・計画から実現までに 50 年(半世紀)近くも要するという過去のダム計画は、多くの人たちの人生を狂わせたという現実を直視し、これからの計画は出来るだけ小規模に分散して、全体で受け止めるという方向にシフトしていってほしい。</li> <li>・「河道の掘削」については、一見河道の水位を下げるという点で効果があるように思えるが、大野市の場合は赤根川下流で河道掘削が行われると市内の地下水が栓を抜かれたように一気に流出し、地下水枯渇→地盤沈下につながるという調査結果が出ている。他所でも、河道掘削による被害が発生する可能性がないとは言えない。いずれの場合も、影響調査をしっかり行う(地層、地質も含めて)ことが大前提だと考える。</li> </ul>

### 6.3.2 関係住民からの意見聴取

足羽川ダム検証においては、検証要領細目に定められている「関係住民からの意見聴取」を下記により実施した。

- (1) 意見聴取対象 : 「本報告書（素案）」
- (2) 意見聴取対象者 : 九頭竜川流域に在住の方
- (3) 意見聴取日 : 平成 24 年 2 月 18 日(土)～20 日(月)までの 3 日間
- (4) 意見聴取会場 : 以下の 3 会場で実施（意見発表者を含む一般傍聴者 43 名）
  - ・ 坂井市会場（坂井地域交流センター「いねす」）
  - ・ 池田町会場（能楽の里文化交流会館）
  - ・ 福井市会場（福井県国際交流会館）
- (5) 意見発表者 : 合計で 5 名からの意見  
意見発表者の地域別、世代別、性別の割合を以下に示す。
- (6) 意見発表者のご意見

関係住民からの意見聴取における「意見発表者の意見要旨」を巻末資料に示す。

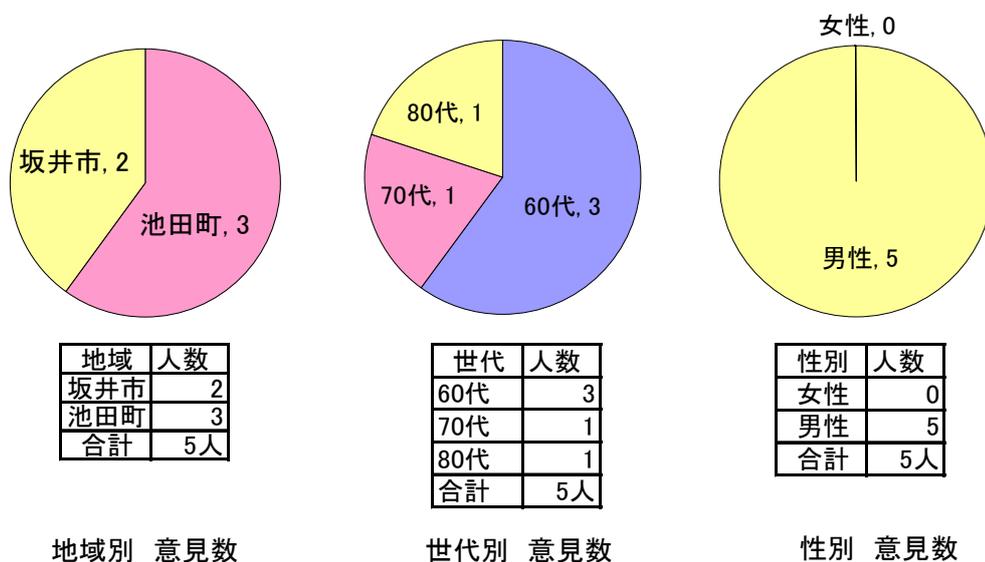


図 6-2 意見発表者の属性

(7) 意見募集

関係住民からの意見聴取を補足する手段として、意見募集を以下の要領で実施した。

- 1) 意見募集対象：「本報告書（素案）」
- 2) 募集期間：平成 24 年 2 月 10 日(金)～平成 24 年 3 月 10 日  
(3 月 10 日 17:00 必着)
- 3) 意見の提出方法  
郵送、FAX、電子メールのいずれかによる。
- 4) 資料の閲覧方法  
6.2 パブリックコメントに同じ
- 5) 寄せられたご意見  
流域内 2 名、流域外 2 名の 4 名からご意見を頂いた。

(8) 関係住民からの意見聴取

関係住民から頂いたご意見の要旨とそれらのご意見に対する検討主体の考え方を表 6-28～表 6-38 に示す。なお、意見募集で頂いたご意見についてもあわせて整理した。

表 6-28 関係住民から頂いたご意見の要旨と検討主体の考え方(1)

章	意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
全般的事項	全-01	<b>【九頭竜川における治水事業の進め方について】</b> ・ダム建設が完了するまでの 13 年間で、堤防補強・強化などのダム以外の治水対策も、可能な限り実施していく必要がある。	・九頭竜川水系(国管理区間)における今後概ね 30 年間の河道整備は、戦後最大規模の洪水を安全に流下させることを目標とし、流下能力が不足している地区において、上下流・左右岸バランスを確保しつつ、過去の水害の発生状況、背後地の重要度、社会的・現実的な諸条件を勘案し、流下能力の向上を図ることとしています。  ・また、堤防の安全性の確保等の対策(堤防拡築、堤防強化等)についても、九頭竜川水系河川整備計画に位置付けており、立案した全ての治水対策案において行うこととしています。  ・今後の九頭竜川の治水施設の整備にあたっては、検証の結論に沿って適切に対応していきます。

表 6-29 関係住民から頂いたご意見の要旨と検討主体の考え方(2)

章	意見 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
3.1 足羽川 ダム の 目 的 等	3-1-01	<p><b>【足羽川ダムの目的について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>洪水調節専用ダムであっても、河川の流れを利用することで、その下流に小水力発電の機能が備えられるように考えられないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多目的ダムへの発電事業者を含む利水者の参画は、各々の利水者の判断に基づき行われています。足羽川ダムについては、利水者から参画の申し出はなく、利水目的を含まない洪水調節専用(流水型)ダムとして計画しています。</li> <li>今後の九頭竜川の治水施設の整備にあたっては、検証の結論に沿って適切に対応していきます。</li> </ul>
4.1 検証 対 象 ダ ム 事 業 等 の 点 検	4-1-01	<p><b>【足羽川ダムの工期について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>足羽川ダム建設の工期を短縮すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工期の点検にあたっては、平成19年2月の九頭竜川水系河川整備計画策定時に検討した工期を対象にし、現時点までに得られている最新の知見等を踏まえ、全体工程に変更がないかを点検しました。</li> <li>ダム本体工事を含む残工事の工期を算定した結果、足羽川ダム建設事業(河川整備計画期間内に整備する施設)の工事用道路の工事着手から完了するまでの工程(約13年)については、九頭竜川水系河川整備計画策定以降、新たな知見は得られておらず数量等に変更が無いことから、妥当であると考えています。</li> <li>なお、検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、実際の施工に当たってはさらなる工期短縮に対して最大限の努力をします。</li> </ul>

表 6-30 関係住民から頂いたご意見の要旨と検討主体の考え方(3)

章	意見 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4.2 洪水調節の観点からの検討	4-2-01	<p><b>【複数の治水対策案の立案について】</b></p> <p>・河川における治水対策事業については、河川整備による自然流下能力の向上が先ず1番、次に上流域でのダム整備や遊水地による一時貯留施設、その他流域を中心とした輪中堤や宅地のかさ上げなどではないか。</p>	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「治水対策案は、以下の1)～26)を参考にして、幅広い方策を組み合わせる。(以下略)」と規定されています。</p> <p>・これに基づき、足羽川ダムの検証に係る検討では、複数の治水対策案(足羽川ダムを含まない案)の立案にあたっては、九頭竜川水系が九頭竜川、日野川及び足羽川の3つの河川が合流し、上流部から下流部にかけて、河道特性や土地利用状況が異なっていることを踏まえるとともに、同細目に示されている方策を参考にして、様々な方策を組み合わせ、できる限り幅広い治水対策案を立案しました。</p> <p>・なお、立案の考え方や検討手順については、報告書(素案)「4.2.3 複数の治水対策案の立案(足羽川ダムを含まない案) (3) 複数の治水対策案(足羽川ダムを含まない案)の立案について」に記載しており、複数の治水対策案として「河道改修を中心とした対策案」、「大規模治水施設による対策案」(放水路、遊水地)、「既存ストックを有効活用した対策案」、「流域を中心とした対策案」(輪中堤、宅地のかさ上げ等)について検討しています。</p>

表 6-31 関係住民から頂いたご意見の要旨と検討主体の考え方(4)

章	意見 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4.2 洪水調節の観点からの検討	4-2-02	<p><b>【「足羽川ダムを含む対策案」について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コスト的にも有利と判断されており、最も効果的な治水対策としてダム建設が良い。</li> <li>・水が貯まっていないダムの上流は、草や雑木がはびこり、広大な山林が荒れてしまうのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の足羽川ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から近畿地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。</li> <li>・足羽川ダム建設事業の環境への影響に関しては、環境影響評価法に基づく「九頭竜川水系足羽川ダム建設事業環境影響評価準備書」の「生態系(典型性)」の評価において、ダム上流(ダム洪水調節地内)の予測も行っています。</li> <li>・その中で、「「ダム洪水調節地内の陸域」は、試験湛水によって標高の低い場所に生育している植生が枯死するが、供用後、平常時には水を貯留しないため、植生が回復していくと考える。(略)試験湛水によって植生が枯死した場所では、草地や先駆的樹林からなる樹林を経て、長期的には河川に依存しないコナラ群落やケヤキ群落等に遷移すると考えられる。」との予測結果をお示ししているところです。</li> </ul>

表 6-32 関係住民から頂いたご意見の要旨と検討主体の考え方(5)

章	意見 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4.2 洪水調節の観点からの検討	4-2-03	<p><b>【足羽川ダムの洪水調節効果について】</b></p> <p>・下流の旧美山町の計画ではなく、現在のダム位置で洪水導水を含めた上流域の洪水を貯留し、水害を防げるのか疑問。</p>	<p>・これまでの検討において、美山サイト(旧美山町蔵作)と池田サイト(池田町小畑)にそれぞれダムを作った場合について過去の主要な洪水での天神橋地点における洪水調節効果を比較した結果、どちらの場合においても所定の洪水調節効果を上げることを確認しています。</p> <p>・足羽川の流域特性として、足羽川の東側の部子山、冠山の西側の斜面に降雨が集中する傾向があり、池田サイトはこの特性を十分踏まえたものとなっています。</p> <p>・なお、この内容については、足羽川ダム工事事務所ホームページの「代表的な質問への回答」に掲載しています。  <a href="http://www.kkr.mlit.go.jp/asuwa/">http://www.kkr.mlit.go.jp/asuwa/</a></p>

表 6-33 関係住民から頂いたご意見の要旨と検討主体の考え方(6)

章	意見 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4.2 洪水調節の観点からの検討	4-2-04	<p><b>【「足羽川ダムを含まない対策案」について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川整備計画代替案に操作ルール見直しと利水容量の買い上げは、反対。</li> <li>・「越流可能堤防であれば流下能力を向上させることができる。」は疑問。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の足羽川ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から近畿地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。</li> <li>・また、同細目において、「治水対策案は、以下の1)～26)を参考にして、幅広い方策を組み合わせる。(中略) 2)ダムの有効活用(中略) 9)決壊しない堤防(以下略)」と規定されています。</li> <li>・これに基づき、「ダムの有効活用」については、操作ルールの見直し、ダムのかさ上げ及び利水容量の買い上げについて複数の治水対策案を立案し検討を行っています。</li> <li>・また、「決壊しない堤防」については、これまでの工学的な知見を踏まえつつ、九頭竜川流域の堤防の状況等を勘案し、治水対策案の適用の可能性について検討しています。</li> <li>・なお、同細目において、「決壊しない堤防」については、「長大な堤防(高さの低い堤防等を除く)については、経済的、社会的な課題を解決しなければならない。仮に、現行の計画高水位以上でも決壊しない技術が確立されれば、河道の流下能力を向上させることができる。(以下略)」と記載されています。</li> </ul>

表 6-34 関係住民から頂いたご意見の要旨と検討主体の考え方(7)

章	意見 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4.2 洪水調節の観点からの検討	4-2-04	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川の景観を考えると、堤防のかさ上げよりも河床掘削がいい。</li>   <li>・ダム以外の案については、地域のコミュニティに弊害がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同細目において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(中略) 6)地域社会への影響(略) 7)環境への影響(略)」と規定されています。これに基づき、足羽川ダム建設事業の検証においても、それぞれの評価軸について評価を行っています。</li>   <li>・評価軸「環境への影響」の「景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか」の評価にあたっては、各治水対策案について、景観がどう変化するかなどについてできる限り明らかにしています。</li>   <li>・また、評価軸「地域社会への影響」の「事業地及びその周辺への影響はどの程度か」の評価にあたっては、各治水対策案について、土地の買収、家屋の移転に伴う個人の生活や地域の経済活動、コミュニティ、まちづくり等への影響の観点から、事業地及びその周辺にどのような影響が生じるかをできる限り明らかにしています。</li> </ul>

表 6-35 関係住民から頂いたご意見の要旨と検討主体の考え方(8)

章	意見 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4.5 目的別 の総合 評価	4-5-01	<p><b>【目的別の総合評価の考え方について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の大切な大金を出して、100～200年に一度の水害にそなえるべきか疑問。このダムが作られて悪いとは思わないが、今は少しでも多くの金を東日本震災の復興にまわすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・九頭竜川水系の河川整備計画(国及び県管理区間)で定める当面20～30年間の目標では、足羽川ダム及び河道改修などにより、国管理区間においては「戦後最大規模の洪水」、県管理区間においては「概ね30年に1回程度の確率で発生する降雨による洪水」を安全に流下させることとしています。</li> <li>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「評価軸についてそれぞれの確かな評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して以下のような考え方で目的別の総合評価を行う。 1)一定の「安全度」を確保(河川整備計画における目標と同程度)することを基本として、「コスト」を最も重視する。(略) 2)また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。3)最終的には、環境や地域への影響を含めて(略)全ての評価軸により、総合的に評価する。(以下略)」と規定されており、これに基づき目的別の総合評価を行っています。</li> <li>・なお、足羽川ダムは150年に一度の規模の洪水に対してのみ洪水調節効果を発揮するだけでなく、それより小さい規模の洪水に対しても洪水調節効果を発揮します。</li> </ul>

表 6-36 関係住民から頂いたご意見の要旨と検討主体の考え方(9)

章	意見 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4.5 目的別 の総合 評価	4-5-02	<p><b>【地域社会への影響の評価について】</b></p> <p>・池田町の住民は、福井市、坂井市、ひいては福井県のために苦渋の決断を強いられ、やむなく受け入れたもの。このことを下流地域の方々に理解していただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(中略)</li> <li>6) 地域社会への影響(以下略)」と規定されています。これに基づき、足羽川ダム建設事業の検証においても評価を行っています。</li> <li>・評価軸「地域社会への影響」の「地域間の利害の衡平への配慮がなされているか」の評価にあたっては、各治水対策案について、地域間でどのように利害が異なり、利害の衡平にどのように配慮がなされているか、できる限り明らかにしています。</li> <li>・なお、検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、頂いたご意見を踏まえ、地域間の利害の衡平への配慮及び治水事業への理解の向上に努めて参ります。</li> </ul>

表 6-37 関係住民から頂いたご意見の要旨と検討主体の考え方(10)

章	意見 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4.6 検証対象ダム の総合的 な評価	4-6-01	<p><b>【足羽川ダムの賛否に関するご意見について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・池田町及び水没関係地元住民は、苦渋の決断でダムを受け入れたにもかかわらず、検証で振り出しに戻った。余りにも長い時間がかかり過ぎ。</li> <li>・検証の案は、流域委員会やダム審議会でもある程度検討した案があり、今回、ダム案を最も有力と判断したことは、当然の結果。</li> <li>・将来の生活設計の見通しを立てるためにも、対応方針を早く決定して進めて欲しい。</li> <li>・高齢化も進み、この2年半に、50戸足らずの地区で12名の方が亡くなった。もうこれ以上、やる・やらないで地元を苦しめないで欲しい。</li> <li>・もしダム事業の継続との判断を下されたなら、一日も早く事業を進めて欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の足羽川ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から近畿地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。</li> <li>・今後の九頭竜川の治水施設の整備にあたっては、検証の結論に沿って適切に対応することとしていますが、足羽川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。</li> </ul>

表 6-38 関係住民から頂いたご意見の要旨と検討主体の考え方(11)

章	意見 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4.6 検証対象ダム の総合的 な評価	4-6-02	<p><b>【ダム建設を前提とした今後の地域振興策について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・足羽川ダムの話が出て 45 年、高齢化も進んでいる。ダムで集落も減少することとなり、20～30 年後にコミュニティを維持することが難しい。</li> <li>・コスト縮減も大事だが、残された地域の生活が置き去りにならないよう、地域振興策にも知恵を出し、力を注いで欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の足羽川ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から近畿地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。</li> <li>・今後の九頭竜川の治水施設の整備にあたっては、検証の結論に沿って適切に対応することとしていますが、足羽川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。</li> </ul>
報告書 (素案) の内容以外 に関するご 意見	—	<p><b>【その他のご意見について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本当に国民の為、住民の為を考えた政治、国としてやらなければならない仕事を考えて欲しい。</li> </ul>	—

### 6.3.3 関係地方公共団体の長からの意見聴取

「本報告書（原案）案」に対する関係地方公共団体の長の意見聴取を実施した。意見を以下に示す。

#### 【福井県知事】

「足羽川ダム建設事業については「継続」することが妥当であると考えられる」とした対応方針（原案）については異存ありません。

### 6.3.4 近畿地方整備局事業評価監視委員会からの意見聴取

「足羽川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）」に対する事業評価監視委員会の意見聴取を下記のとおり実施した。

- (1) 意見聴取対象：「足羽川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）」
- (2) 現地視察：平成 24 年 3 月 18 日（日）
- (3) 意見聴取日：平成 24 年 3 月 27 日（火）
- (4) 近畿地方整備局事業評価監視委員会委員

委員長	小林 潔司	京都大学 経営管理大学院 院長
委員	江崎 保男	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所長・教授
	帯野 久美子	関西経済同友会常任幹事
	正司 健一	神戸大学理事・副学長・教授
	寶 馨	京都大学理事補 防災研究所・教授
	竹林 幹雄	神戸大学大学院 海事科学研究科 教授
	田中 等	弁護士法人 淀屋橋・山上合同 弁護士
	中村 智彦	神戸国際大学 経済学部 教授
	藤本 英子	京都市立芸術大学 美術学部 デザイン科 教授
	山下 淳	関西学院大学 法学部 教授

- (5) 事業評価監視委員会の審議結果については以下に示す。

[再評価]

#### ・足羽川ダム建設事業

審議の結果、「足羽川ダム建設事業」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」でよいと判断される。

なお、委員会における検討および上記判断の理由は以下の通りである。

- ・近畿地方整備局は「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づいて「足羽川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場」を設置して足羽川ダムの検証を進め、総合的な評価の結果として、最も有利な案は現行計画案（足羽川ダム案）であると評価した点について、検証に係る検討の進め方、検討手順にも不備がなく、評価結果について、当委員会としても妥当であると判断で

---

きる。

- ・足羽川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）作成に当たっては、パブリックコメントや学識経験を有する者、関係住民からの意見聴取をおこない、大多数が足羽川ダム事業を継続し、早期の完成を望む意見となっており、当委員会としても、こうした意見を尊重すべきものと考ええる。
- ・福井見知事への意見聴取において、「足羽川ダム建設事業については「継続」することが妥当であると考えられる」とした対応方針（原案）については異存ありませんと回答されている。
- ・事業の投資効果（費用対効果分析）においても、全体事業におけるB/Cは1.3、残事業のB/Cは1.8であり、事業の投資効果が確認できた。

以上、総合的に判断した結果、事業評価監視委員会としては、足羽川ダム事業について対応方針（原案）のとおり「事業継続」でよいと判断される。